

第93回 組合会開催

平成27年7月8日(水)
新潟東映ホテル

新潟県建築国民健康保険組合 第93回組合会



○表彰
健康優良家庭(者)
退任役員・議員、支部職員、
○平成二十六年 度 事業報告・決算を認定

新 健

新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856~8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niiigata@kenchiku-kokuho.jp/

●発行人
理事長 富永武司

第94号

掲載内容

- ・組合会議事内容 2頁
- ・26年度 歳入歳出決算構成 3頁
- ・月別、年度末現在の被保険者数 4頁
- ・月別医療費状況、健康優良家庭(者)表彰 5頁
- ・感謝状被贈呈者一覧 6頁

<組合員・家族の皆様へお知らせ>
 ○8月1日から「ページ色」の保険証です 7頁
 ○28年度「資格調査」のお知らせ 8頁
 ○27年10月以降マイナンバーが届きます 12頁

富永武司 理事長挨拶

本日はお忙しい中、組合会議員の皆様には第九十三回組合会にご出席いただきありがとうございます。

平成二十七年 度の国保事業がスタートしてから三ヶ月が経ちました。そのような中、本日は、新役員体制となり初めての組合会となります。今年度から理事十二名のうち五名の方が新しく理事となり執行部に加わっていただきました。また組合会議員におかれましては、一〇〇名のうち約三分の一の三十一名の方が新しく組合会議員として執行部が提案する議案等の審議やご意見等をいただくこととなります。

さて、これまでの三ヶ月を振り返ると国政では、平成三十年 度から国保の財政運営の主体を市町村から都道府県に移管することや財政支援の拡充などを柱とした国保法等の改正案が五月に成立しております。

この改正案には、国保組合の財政にとって大変な影響を及ぼす「国保組合の国庫補助の見直し」があります。「所得水準の高い国保組合の国庫補助について、負担能力に応じた負担との観点から、平成二十八年度から五年間かけて段階的に見直す」ということで、現在一律三十二%の補助率を「所得水準が一五〇万円以下の組合には三十二%の定率補助を維持し、一五〇万円を超える組合については、所得水準に応じて引き下げ、二四〇万円以上の組合については、十三%とする。」といった見直しです。

昨年実施いたしました所得調査の結果によりまずと、建築国保の所得水準は一五〇万円以下の約六十五万円となり、現行のままの三十二%の補助率となりますが、国民の総医療費の増大を見据え、国は今後支出の抑制または補助金の削減を図ることが懸念されます。今回の見直しを建築国保には影響がないので関係がないと静観するのではなく、全協加盟の全国保組合の問題として捉え、全協からの力添えをいただき、何らかの対策を国保組合全体で考えていかなければならないものと思っております。

また、今年度の課題はマイナンバー制度の導入です。今年の十月以降、皆さんにマイナンバーが記載された「通知カード」が市町村役場から送られてきます。平成二十八年一月以降は、希望すればICチップと顔写真入りの「個人番号カード」が市町村役場から交付されます。

マイナンバーの使用は、「社会保障」、「税」、「災害対策」の三分野に限られており、「社会保障」の中には、「年金」、「労働」及び「福祉・医療・その他」の分野があります。建築国保は、「福祉・医療・その他」の分野の国民健康保険法に定める保険給付の支給と保険料の徴収に関する事務を取り扱うこととなります。

マイナンバーを提供できる機関は、税務署、地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者としてハローワークです。建築国保は医療保険者に当たります。これらの機関に「社会保障」、「税」、「災害対策」の手続きの際にマイナンバーを提供しますが、これ以外の機関にむやみに提供してはいけないことになっております。

マイナンバーを提供できる機関の中には、勤務先があります。皆さんの中には従業員を雇用されている方がおられるかと思えます。従ってマイナンバーの取扱いは建築国保の課題というだけでなく、皆さん、事業主にも関わってくる課題で、雇用している従業員のマイナンバーを扱うこととなります。

また、制度運用の詳細については正式に固まっておりますが、本部としては今ある情報で準備を着々と行つて参りたいと思っております。

また、マイナンバー制度の実施に当たっては、個人情報保護を図ることが大変重要なことではありますが、残念ながら先般、日本年金機構において個人情報の流出が発生しました。この事件を受けて厚生労働省は、医療保険者に個人情報の適切な管理を徹底することを要請しております。具体的には、各保険者の基幹システムを外部のネットワークと遮断して、不正アクセスを防ぐ安全対策の強化の環境整備を求めています。

こうした要請を受け、建築国保も個人情報のデータを扱う基幹システムについては、インターネットに接続していないコンピュータで運用する環境を現在構築中です。この措置を行うことで皆様の個人情報安全に守られますので、ご安心いただきたいと思います。

しかしながら、国保業務の執行においては、特に本部と支部間とのデータ送受信がインターネットを使ってできなくなることから不便が生じることが懸念されます。多少の不便さは、データ漏えいの防止という観点からご理解いただきたいと存じます。

また、支部におかれましてもコンピュータでの個人情報の取扱いには、細心の注意をお払いいただき、情報漏えいの防備をお願いいたします。

本日は、提案いたします議案についてよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

第93回組合会は、平成27年7月8日（水）午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

佐藤理事（阿賀北）の司会により、朝妻副理事長（新潟）の開会挨拶、物故者に対する黙祷、富永理事長の挨拶の後、小林清吾議長（新津）、栗原進副議長（寺泊）の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

議事内容

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 組合会議員の異動報告について |
| 第2号議案 | 平成26年度事業実績の認定について |
| 第3号議案 | 平成26年度歳入歳出決算の認定について
【監査報告】 |
| 第4号議案 | 平成26年度
歳入歳出決算剰余金処分の承認について |



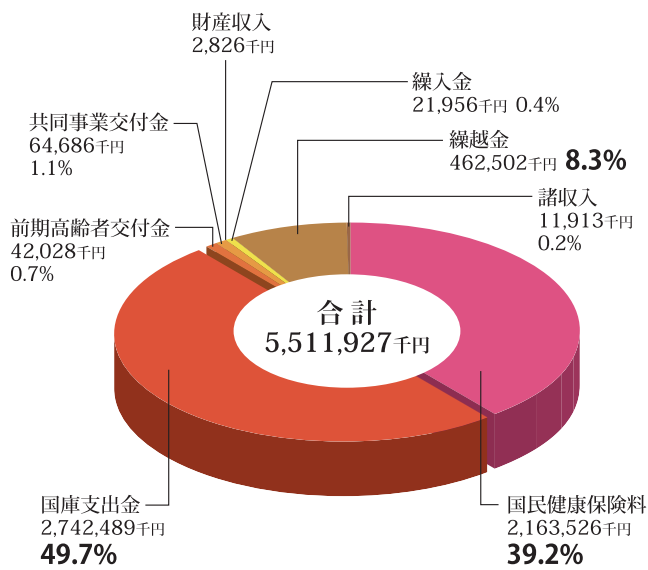
議事終結後、本名副理事長（中之島）の閉会挨拶により、組合会を終了いたしました。

閉会后、退任役員・議員、退職支部職員の表彰、平成26年の健康優良家庭（者）の表彰を行い、全日程を終了しました。

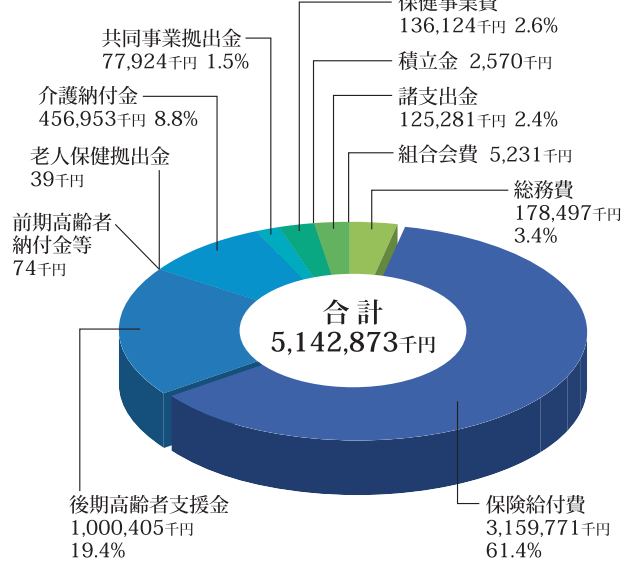
平成26年度 歳入歳出決算構成

(単位:千円)

歳入



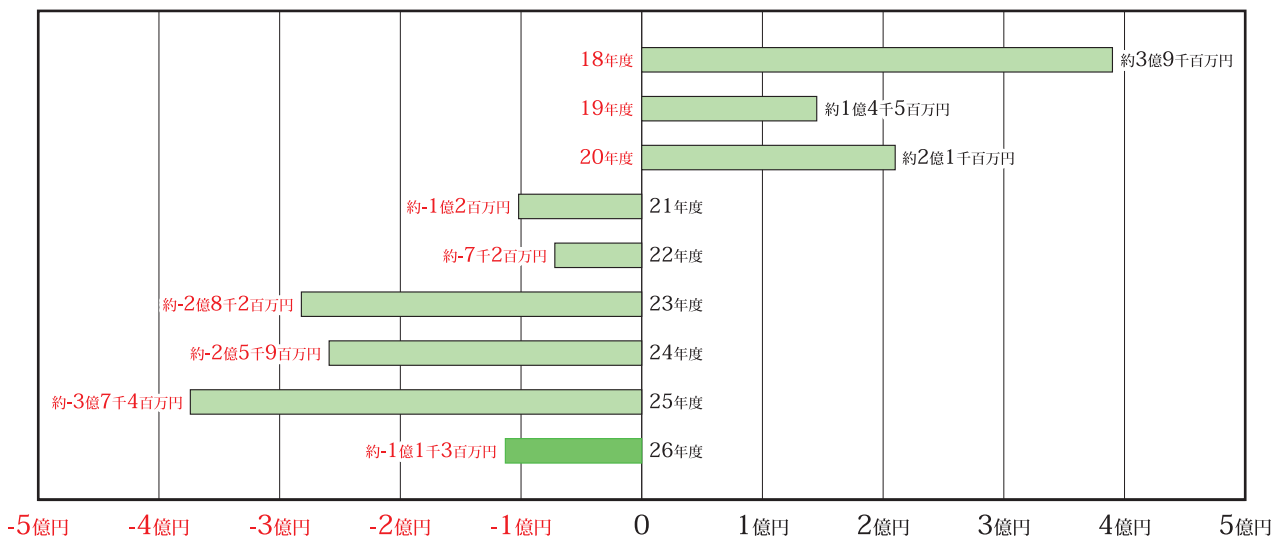
歳出



歳入歳出差引金額 **369,054千円**

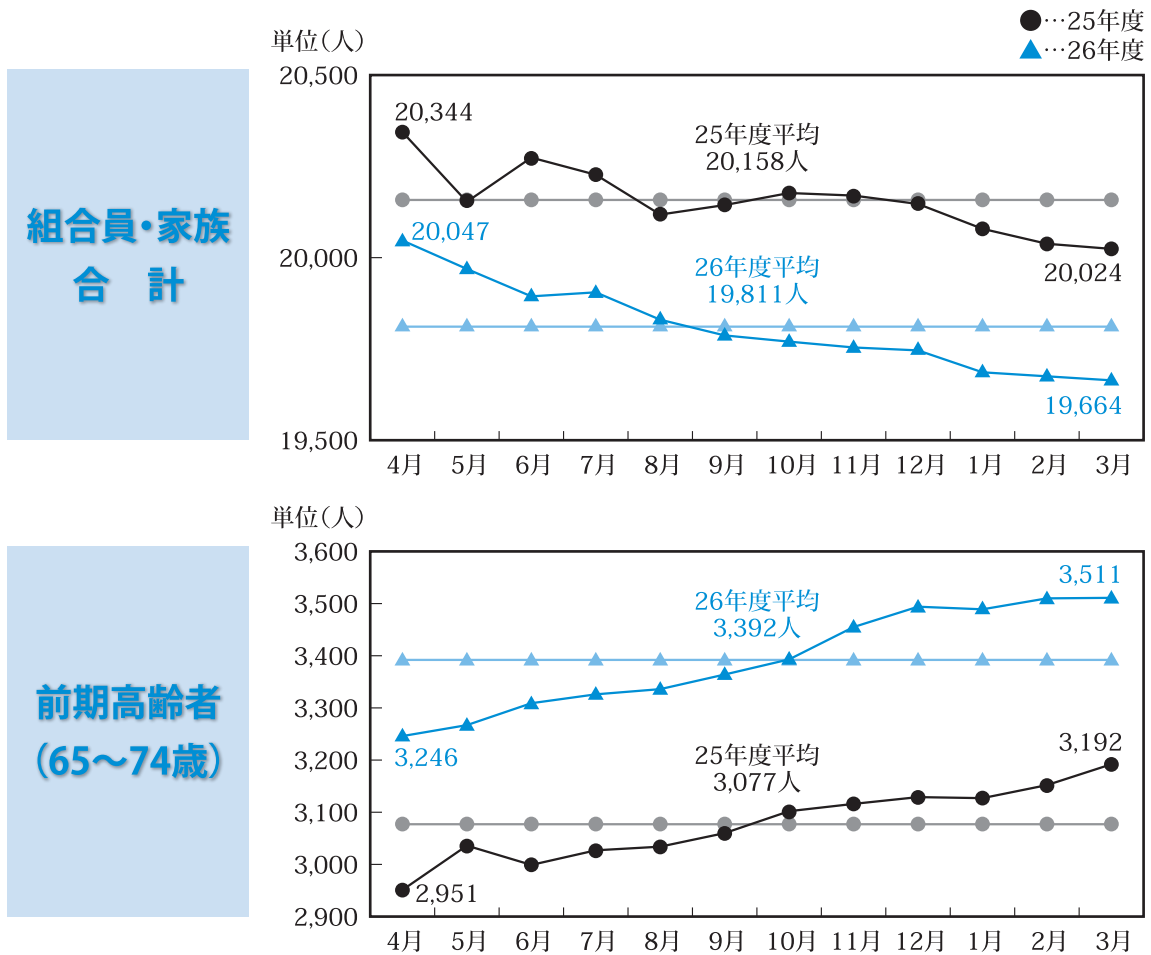
○ 前年度より約9,300万円減。医療費はそれほど伸びていませんが、補助金の減少、後期支援金・介護納付金の増加が影響しています。

年度別単年度収支(確定)



○ 25年度から赤字が縮小した要因としては、平成26年8月からの保険料の引き上げが大きく影響しています。

被保険者の月別状況



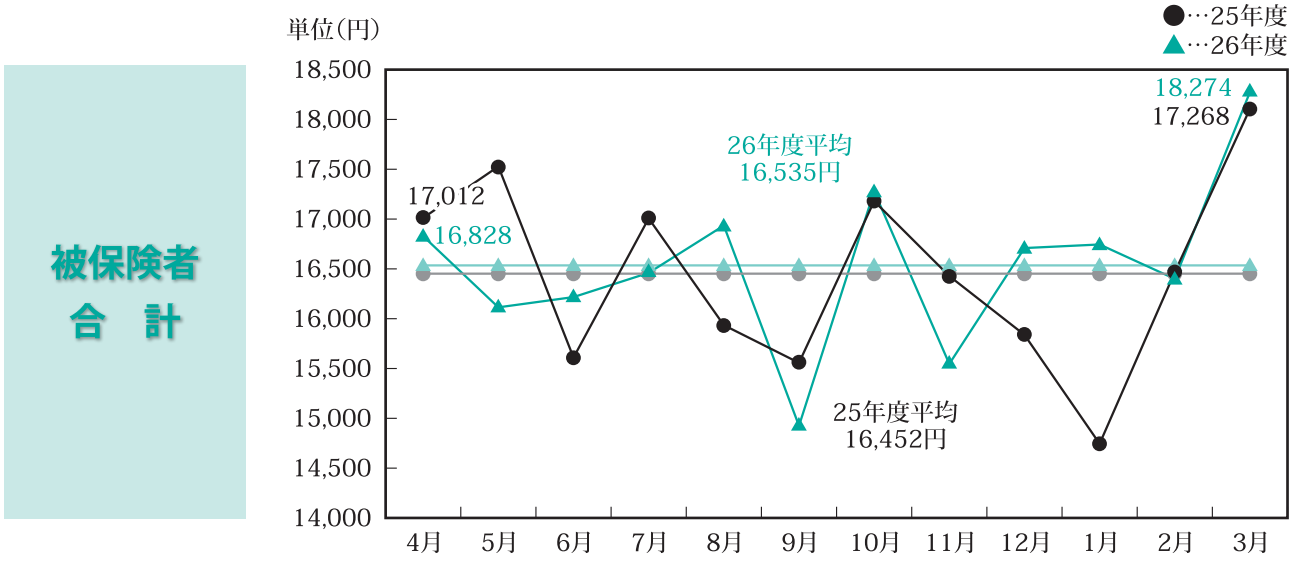
支部別被保険者数(27年3月末現在)

支部名	組合員	家族	合計	支部名	組合員	家族	合計	支部名	組合員	家族	合計
新潟	1,112	1,290	2,402	長岡	432	540	972	上越南	510	539	1,049
阿賀北	669	815	1,484	三条	235	257	492	上越北	362	420	782
新津	182	216	398	加茂	97	127	224	頸南	298	314	612
西蒲	823	1,061	1,884	見附	90	95	185	柿崎	98	111	209
東蒲	41	38	79	栃尾	116	124	240	大潟	51	63	114
佐渡	82	99	181	田上	61	80	141	吉川	40	47	87
白根	186	241	427	栄	46	67	113	頸城	54	78	132
村上	157	223	380	中之島	51	77	128	板倉	73	95	168
岩船	296	364	660	下田	75	103	178	三和	82	91	173
五泉	159	208	367	三島	66	75	141	糸魚川	272	301	573
亀田	73	90	163	与板	35	42	77	能生	105	131	236
横越	36	38	74	和島	50	48	98	名立	62	55	117
下越計	3,816	4,683	8,499	出雲崎	32	26	58	清里	43	46	89
				小千谷	170	194	364	上越計	2,050	2,291	4,341
				魚沼	171	198	369				
				塩沢	86	127	213				
				六日町	102	130	232				
				大和	44	62	106				
				十日町	507	539	1,046				
				川西	63	66	129				
				津南	112	120	232				
				柏崎刈羽	392	384	776				
				寺泊	40	47	87				
				越路	98	125	223				
				中越計	3,171	3,653	6,824				

全体的に加入者数が減少する中、約4割の21支部では組合員数が増加しています。
組合員加入促進のご協力、ありがとうございます。

合計		
組合員	家族	合計
9,037	10,627	19,664

医療費の状況(月別1人当り)



医療費は夏場が低く、冬場に高くなる傾向が見られます。健康な生活と医療費の抑制には早期発見・早期治療が効果的です。体調に異変を感じたら、夏場でも我慢しないで診療を受けましょう。なお、高齢化の進展と医療技術の高度化により、1人当たりの医療費は年々着実に上昇しているのが現状です。

平成26年 健康優良家庭(者)

(単位：件)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	14	16	12	42
健康優良者	153	164	91	408
合計	167	180	103	450

平成26年1月～12月の1年間、1度も医療機関を受診せず健康に過ごされた皆様を表彰し、記念品を贈呈しました。



明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごしください。

感謝状被贈呈者

永年にわたり国保組合事業の新興発展に貢献しご尽力いただき、退職された役員、議員及び支部職員の方に対し感謝状が贈呈されました。



役員・議員(2名)

氏名	支部名	勤続期間	在任年数
井畑隆司	阿賀北	平成21年4月1日～平成27年3月31日	6年
古俣智義	三条	平成21年4月1日～平成27年3月31日	6年

敬称略

議員(12名)

氏名	支部名	勤続期間	在任年数
落合忠司	新潟	平成17年4月1日～平成27年3月31日	10年
青木茂	新潟	平成20年1月13日～平成27年3月31日	7年3ヶ月
二村清栄	西蒲燕	平成23年4月1日～平成27年3月31日	4年
中村貞則	栃尾	平成21年4月1日～平成27年3月31日	6年
佐藤義勝	栄	平成19年4月1日～平成27年3月31日	8年
小川神八	三島	平成20年1月6日～平成27年3月31日	7年3ヶ月
広井隆一	魚沼	平成21年4月1日～平成27年3月31日	6年
小林健二	上越北	平成18年7月8日～平成27年3月31日	8年9ヶ月
澤田豊	上越北	平成21年4月1日～平成27年3月31日	6年
佐藤芳宏	柿崎	平成9年4月1日～平成27年3月31日	18年
栗和田友春	板倉	平成21年1月1日～平成27年3月31日	6年
加藤和男	能生	平成23年4月1日～平成27年3月31日	4年

敬称略

※「表彰規定第2条2号」組合の役員または組合会議員を2期または4年以上勤めた者

支部職員(1名)

氏名	支部名	勤続期間	在任年数
遠藤史美	新津	昭和63年9月1日～平成27年3月31日	26年7ヶ月

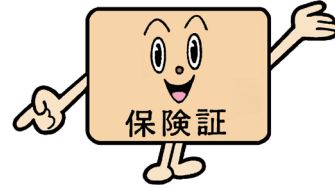
敬称略

※「表彰規定第2条4号」支部職員であって国保業務に10年以上携わった者

保険証が変わりました!

- ◆保険証の氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆保険証裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご活用ください。
- ◆保険証に、文字の摩耗や、記載内容の誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部にご連絡ください。

8月1日からは「ベージュ色」です



お願い

- 就職や転入・転出等で建築国保の加入または脱退をする場合、住所が変更になった場合等は、14日以内に所属支部に届け出てください。
※届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めたり、医療費が全額自己負担となったりする場合があります。
- 遠方の学校、または訓練校に修学のため、組合員と住所が異なる学生の方は、所属支部に届け出が必要です。届け出の際は在学証明書、または訓練校の在籍証明書の原本を提出してください。
※学校卒業等で、学生ではなくなったときも、その旨を必ず所属支部へご連絡ください。
- 限度額適用認定証・70歳未満の方の特定疾病療養受領証は有効期限（申請を受け付けた月の初日から7月31日までの最大1年間）があるため、毎年判定が必要になります。該当する方は手続きを行ってください。

こんなときは届け出を!

家族が健康保険等をやめたとき、子どもが生まれたとき、結婚や転入で家族が組合員と同じ世帯になったとき等	加入の届け出を行ってください。 ※70歳以上の方の場合、所得課税証明書が必要です。
健康保険等に加入したとき、組合員・家族が亡くなったとき、生活保護を受けたとき、家族が組合員と別の世帯になったとき等	脱退の届け出を行ってください。 ※被保険者証は必ず返却してください。
住所や氏名が変わったとき、就業形態が変わったとき等	変更の届け出を行ってください。
遠方の学校または訓練校に修学中で、組合員と住所が異なる学生がいる場合	遠方の学校または訓練校に修中であることの届け出を行ってください。

保険証・特定健診受診券の紛失にご注意ください

毎年、保険証を紛失される方がいます。病気やケガで医療機関を受診するときに困らないよう、置き場所を決めて保管してください。盗難等で不正使用されないよう、外出時の保険証紛失には気をつけましょう。

また、特定健診受診券を紛失される方も多くなっています。受診券は、人間ドックや特定健診を受けるときに必ず必要となります。受診券は毎年春に送付されますので、受診日まで大切に保管してください。

【もし紛失してしまったら】所属支部にご連絡ください。(再交付の手続きができます。)



現況調査を実施しました！

現況調査にご協力いただき、ありがとうございました。
提出していただいた調査票は全て内容を確認し、変更の
回答があった方につきましては、変更処理を行いました。



28年度は資格確認調査を行います

来年(28年度)は、建築国保の加入資格について確認調査を行います。

この調査は、厚生労働省からの通達に基づき実施する調査です。資格の確認に当たっては、客観的な証拠書類(※)の提出をお願いする予定です。

ご多忙のところ大変お手数ではございますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

※客観的な証拠書類とは

公的機関の発行する証明書类等(一例：建築業許可証・標準報酬決定通知書・確定申告書B等)を基本としますが、合理的に判断できるものであれば、証拠書類として扱います。詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。

平成24年3月26日付「厚生労働省保険局国民健康保険課長通知」抜粋

国保組合へ加入した後の組合員資格については、定期的に確認を行うこと。なお、定期的な確認とは、2、3年に1回以上実施すること。

また、確認に当たっては、以下の項目について客観的な証拠書類により確認すること。

- ① 組合員の住所
- ② 組合員が判定基準に定める業務に従事していること。
- ③ 組合員が健康保険の適用を受けるべき者である場合、組合員の健康保険適用除外承認が適切に行われていること。

法人事業所等の事業主のみなさま 健康保険適用除外承認の申請手続きはお済みですか？



①～③の要件に該当する場合は、年金事務所へ
適用除外承認の申請をする必要があります。

① 法人事業所に新しく雇われた従業員の方

② 従業員が5人以上いる個人事業所様 ※1

※1 個人事業所の従業員(常勤)が5人以上のときは
全員の健康保険適用除外申請の手続きが必要になります。
(個人事業主は健康保険適用除外の対象になりません。)

③ 法人事業所に業態変更する個人事業所様 ※2

※2 法人事業所の役員・従業員(常勤)は、以下の加入要件が必要です。
1. 社会保険適用済み事業所(社会保険からの戻り)ではないこと。
2. 政府管掌健康保険適用除外承認を受けていること。

【法人事業所等とは】

「法人事業所」及び「従業員を5人以上使用する個人事業所」です。これらの事業所は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入する事が出来ます。

【注意】

・事実発生から「5日以内」に申請を行ってください。
(申請が遅れ、年金事務所の承認を受けられない場合は、社会保険に移行することになります。)

・法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ新規加入する事はできません。

仕事中のケガは労災保険で!

業務によるケガや病気については、労災保険から手厚い給付が受けられます。
家族の安心のためにも、必ず労災保険に加入しましょう!

- ① 一人でも従業員を雇っている事業所は、必ず労災保険に加入しなければなりません。
 - ② 一人親方、事業主、家族従業員は**特別加入**をすることで労災保険が受けられます。
- ※労災保険に未加入のため、業務によるケガや病気の治療に保険証を使う方がいますが、労災保険で治療を受けることが大原則です。

あなたと、あなたの事業所は労災保険に加入していますか?



労災保険で受けられる給付

ケガや病気をしたとき

- 療養(補償)給付 …… 工作中または通勤中のケガや病気で療養が必要なときに支給されます。
- 休業(補償)給付 …… 工作中または通勤中のケガや病気で休業し、給料がもらえないときに、休業4日目から支給されます。

ケガや病気が治らないとき

- 傷病(補償)給付 …… 工作中または通勤中のケガや病気が、療養の開始から1年6ヶ月経っても治らず、障害の程度が、労災保険法施行規則で定める傷病等級に該当する場合に支給されます。

障害が残ったとき

- 障害(補償)給付 …… 工作中または通勤中のケガや病気が治った後、一定の障害が残った場合に支給されます。
- 介護(補償)給付 …… 工作中または通勤中のケガや病気による重度の障害で、現に民間の介護サービスまたは親族等から介護を受けている場合に支給されます。

死亡したとき

- 葬祭給付(葬祭料) …… 工作中または通勤中のケガや病気により死亡した方の葬祭を行うときに支給されます。
※葬祭給付が支給される場合、建築国保から葬祭費の給付は行われません。
- 遺族(補償)給付 …… 工作中または通勤中のケガや病気で死亡した場合、遺族に対し支給されます。

こんなときは、必ず建築国保に届け出を

- ・交通事故にあった
- ・他人から暴力を受けた
- ・他人の飼い犬に咬まれた など、
第三者行為によるケガや病気で保険証を使ったとき

第三者の行為によってケガや病気をした場合、国民健康保険で治療を受けることはできますが、その治療費は加害者が負担すべきものです。建築国保は治療費を一時的に立て替えますが、後から加害者に国保が負担した分を請求します。

届け出をするときの注意点

- ① 警察に届けて、「交通事故証明書」を作成してもらう。(交通事故のみ)
- ② 建築国保に「実態調査報告書」を提出する。
- ③ 示談をするときは慎重に!そして示談前には建築国保へ連絡を。



適正受診にご協力を！

ちょっとした心がけで医療費節約！

休日・夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためにあります。ところが、近年若者の患者さんが安易に救急医療機関を利用する“コンビニ受診”が増えています。“コンビニ受診”の増加は、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたしたり、救急医療機関の負担が過剰になったりする原因の一つになっています。

また、休日・夜間は医療費が高く設定されているため、窓口負担も高くなります。必要な人が安心して受診できるようにするとともに、保険料や窓口負担として皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、適正受診にご協力をお願いいたします。



適正受診のため、普段から心がけたい5つのこと

□ 休日や、夜間の受診は避けましょう

体調がおかしいと感じたら、できるだけ早めに診療時間内（平日の昼間）に受診しましょう。

子どもの場合は、小児救急電話相談（#8000）を利用できます

【新潟県の小児救急医療電話相談】

看護師や医師から症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

◆受付時間◆ 毎日 午後7時～午後11時

◆電話番号◆ 025-288-2525 または 局番なしの #8000

※ #8000の利用はプッシュ回線の固定電話または携帯電話からとなります。

◆料 金◆ 通話料金のみ負担

□ かかりつけ医を持ちましょう

病気になったとき、日頃の健康に不安を感じたときに相談できる『かかりつけ医』を持ちましょう。気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

□ 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬で、かえって体に悪影響となる心配もあります。今受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

□ お薬手帳を持ちましょう

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、かかりつけ医以外の医療機関を受診した場合や災害等の緊急時に適切な薬の処方を受けることができます。

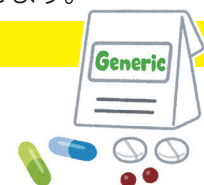
□ ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあとに新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。開発費が低く抑えられるため、新薬よりも安価に製造できます。特に高血圧や糖尿病などで継続的に薬を服用している方は薬代を減らす効果が期待できます。

建業国保では、ジェネリック医薬品差額通知を実施しています。

現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる金額をお知らせする通知です。（年3回お知らせします。）切り替えの参考にご活用ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えは、医師の診察・診断を受けた際に処方相談してください。



毎年1回、人間ドックや特定健診を受診しましょう!

特定健診

生活習慣病の予防を目的とした健診です。健診の結果、高リスクの判定を受けた方には、保健師による保健指導もあります。(保健指導は希望制です)

受診に必要なもの **受診券** 緑色 (4月に**赤い封筒**で送付済) + **保険証**

健診費用 特定健診・保健指導ともに **無料** (自己負担なし!)

対象者 40歳から74歳の方 (年度内に40歳となる方も対象です)

健診項目

既往歴の調査・理学的検査・身体計測・血圧測定・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査・腎機能検査・血中脂質検査

※医師の判断によっては心電図検査・眼底検査・貧血検査が追加されます。



- 特定健診は「医療機関での個別健診」、「市町村が行う集団健診」のどちらでも受診できます。
- 人間ドック・ファミリー健診パックの健診項目には、特定健診の項目が含まれています。そのため、人間ドック・ファミリー健診パックを受診する方は、特定健診を受診する必要はありません。
- 人間ドック・ファミリー健診パックを受診する場合も、保険証と受診券が必要です。

人間ドック

健診費用の7割 (ドックとオプション検診それぞれで補助限度額2万円) を補助します。

健診費用 約40,000円～ (健診機関によって料金が異なります。)

※健診項目・オプション検診の詳細は健診機関にお問い合わせください。

補助対象者 建築国保の加入期間が1年以上かつ受診日の時点で25歳以上

補助金額 健診費用の7割 (補助限度額2万円)

※ドック・オプション検診それぞれで2万円を限度に補助を行います。
※ドックの補助を受けた場合、ファミリー健診パックの補助は受けられません。

ファミリー健診パック

家族の方にも積極的に受診していただけるよう、人間ドックより安価な料金設定となっている「建築国保独自の健診」です。

自己負担額 4,860円 (健診費用16,200円)

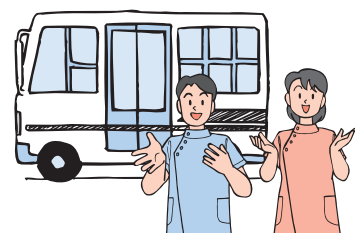
補助対象者 建築国保の加入期間が1年以上かつ受診日の時点で25歳以上

補助金額 健診費用の7割 (11,340円) 自己負担額 4,860円

- 新潟県労働衛生医学協会、新潟県健康管理協会、健康医学予防協会、上越地域総合健康管理センターで受診できます。
- 申込みは所属支部にご連絡ください。

健診項目

既往歴の調査・理学的検査・身体計測・血圧測定・視力測定・聴力測定・胸部X線(間接)撮影・胃部(間接)撮影・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査・尿検査・腎機能検査・心電図検査・眼底検査・大腸がん検査




平成27年10月から
あなたに「マイナンバー(個人番号)」が届きます **12**

マイナンバー(個人番号)って何ですか？

住民票を有する全ての人に対して、住所地の市町村長が指定する番号です。1人につき1番号(数字のみ12桁)が指定されます。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

※マイナンバーが漏えいして不正に利用される恐れがあると認められる場合に限り、変更することができます。

国の行政機関や地方公共団体などが、**社会保障、税、災害対策の分野**で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り(情報連携)することができるようマイナンバーが制定されました。



市町村役場

平成27年10月以降

通知カード(イメージ)

個人番号 ○○○・○○○○○


生年月日 ○年○月○日

性別 女

氏名 建築花子

住所 新潟県〇市〇町1-1-1

※通知カードは大切に保管してください。



※平成28年1月以降、市区町村に申請すると「個人番号カード」の交付を受けることができます。この「個人番号カード」にもマイナンバーが記載されます。さらに住民票の写しや住民票記載事項証明書を取得する際、希望すれば、マイナンバーが記載されたものが交付されます。

マイナンバーは、誰がどんな場面で使うの？

国の行政機関や地方公共団体などが**社会保障、税、災害対策の分野**で利用します。マイナンバーを利用することについては、法律や条例で定められており、それ以外の利用は禁止されています。

<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 社会保障関係の手続 </div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">年金の資格取得や確認、給付</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">雇用保険の資格取得や確認、給付</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ハローワークの事務</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 5px; border-color: red;">医療保険の給付の請求</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">福祉分野の給付、生活保護</div> <p style="text-align: right; font-size: small;">など</p>	<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 税務関係の手続 </div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載</div> <p style="text-align: right; font-size: small;">など</p>	<div style="border: 1px solid #e67e22; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e67e22; color: white; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 災害対策 </div> <div style="border: 1px solid #e67e22; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">防災・災害対策に関する事務</div> <div style="border: 1px solid #e67e22; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">被災者生活再建支援金の給付</div> <div style="border: 1px solid #e67e22; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">被災者台帳の作成事務</div> <p style="text-align: right; font-size: small;">など</p>
--	---	---

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、**社会保障、税、災害対策の分野**で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うこととなります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

建築国保は医療保険者であるため、「資格異動」や「保険給付」等の手続きでマイナンバーを利用します。マイナンバー情報の提供を求められた場合は、ご協力をお願いいたします。

マイナンバーのメリットは？

社会保障・税関係の行政手続きにおける添付書類の削減やマイナポータル(情報提供等記録開示システム)のお知らせサービス等による国民の利便性の向上、所得や行政サービス受給状況のより正確な把握によるきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できる等の利点があります。

マイナンバーの詳細はここをチェック！

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

検索


政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp>

政府広報

検索

編集後記



冷房や扇風機がまだまだ手放せない日が続きますね。気温が高いと熱中症の予防に意識が向きがちですが、冷たいものの取りすぎや、冷房の効かせすぎによる体調不良にも気をつけましょう。10月からは、いよいよマイナンバー通知が始まります。建築国保でも制度の詳細が決定次第、マイナンバーの利用を開始しますので、その際はご協力をお願いいたします。